

公益社団法人 福岡県製薬工業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人 福岡県製薬工業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県筑後市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、会員及び、医薬品等の製造管理及び品質管理に係る従事者の倫理的学術的水準を高め薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学の進歩の助成、薬学の発展促進に関する事項
- (2) 優良医薬品等の生産普及並びに流通の適正化に関する事項
- (3) 会員及び、医薬品等の製造管理及び品質管理に係る従事者の経営及び技術の改善向上に関する事項
- (4) 会員及び、医薬品等の製造管理及び品質管理に係る従事者の相互扶助、福祉増進に関する事項
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

第3章 会員

(本会の構成員・会員の種類)

第5条 本会に、次の（種類の）会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会する以下の個人及び団体
 - ア. 福岡県内に本社、支社又は製造所を有する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造業に携わる者
 - イ. 福岡県内に本社、支社又は製造所を有する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業に携わる者（福岡県以外で許可を有する者を含む。）
 - ウ. 福岡県内に本社、支社又は製造所を有する毒物劇物製造業及び輸入業に携わる者
 - (2) 賛助会員 福岡県内に事業所を有する薬事関係者等で、本会の目的に賛同して入会を希望する個人及び団体
 - (3) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者の中より総会において、会長が推薦した個人
2. 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

- 第6条 正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て入会することができる。
2. 団体たる会員(正会員又は賛助会員)にあつては、法人又は団体の代表者として、本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 3. 会員代表者に変更があつたときは、速やかに別に定める変更届を会長に届け出るものとする。
 4. 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様にその届出をしなければならない。

（会費）

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費を負担しないものとする。

（退会）

- 第8条 会員は、本会の退会を希望するときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員

を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規律に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
 3. 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 本会会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 第7条（会費） 会費の納入が、催告後なお継続して1年以上なされなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (4) 除名されたとき。
2. 前項の規定により会員資格を喪失したときは、既納の会費その他の抛出金品については返還されないものとする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分（帰属の決定）
- (7) 事業の全部（又は一部）の譲渡
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2. 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに正会員に発しなければならない。

総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 総会の議長は、総会において出席会員のなかから選任する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、次項に規定する場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名（資格の喪失）
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部譲渡

- (5) 解散
- (6) 役員等の責任の一部免除
- (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代行)

第18条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、代理人はその代理権を証する書面を会議ごとに議長に事前に提出するものとする。

2. 前項の規定により議決権を行使する構成員（正会員）は、第17条第1項（定足数）の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
3. 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3. 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
4. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。
5. 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事については、再任を妨げない。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第27条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2. 本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 会費の分担基準及びその徴収方法

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 会長以外の理事は、会議（理事会）の目的である事項を記載した書面をもって会長に理事会の招集を請求することができる。
4. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

3. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款第27条第1項の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

（議長）

第32条 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

（理事会への報告の省略）

第33条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 資産及び会計

（事業年度）

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第36条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、総会にその内容を報告し、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(財産の管理責任)

第39条 本会の資産の運用及び管理については、理事会の承認を得て会長がこれを管理する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第4 1条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第4 2条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第4 3条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第4 4条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第4 5条 本会は、事務を処理するため事務局をおく。事務局に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

(委任)

第4 6条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(計算書類の作成等に関する経過措置)

- 2 整備法（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(会長等に関する措置)

- 3 本会の最初の会長は岡本 隆行、副会長は沼田 功一 とする。

(Web 等による開催)

- 4 第 13 条に定める総会および第 30 条に定める理事会は Web 会議およびテレビ会議によることができる。

附 則（令和 5 年 5 月 1 1 日）

- 1 この定款の変更は、総会の議決の日（令和 5 年 5 月 1 1 日）から施行する。